

特定非営利活動法人 立川市スポーツ協会運営規程

第1章 加盟団体

第1条 加盟団体は競技団体と地域団体とし、以下の条件を満たすこと。

1 競技団体

- (1) 連盟・協会として一の組織体として成立して3年以上経過していること。
- (2) 唯一の全市的統一の団体であること。
- (3) 団体競技の場合は2団体以上で30名以上の会員数を有すること。
- (4) 個人競技の場合は30名以上の会員数を有すること。
- (5) 会員は(立川市民を中心に全市的に)立川市全域を網羅するよう努力すること。

2 地区体育会

- (1) 一定の地域を単位とし、網羅的に組織された団体であること
- (2) 一定の地域の唯一の団体であること
- (3) 賛助会員となり、二口以上の賛助会費を納入すること

第2条 加盟団体は、定款第3条の目的達成のため、必要とする性格を維持し、絶えず内容の拡充発展に努めるとともに、本規程に定める役員を選出しなければならない。

第3条 加盟団体の活動は、公の支配に属さず、宗教・政治及び営利を目的としないこと。

第4条 各加盟団体は、相互の連絡及び調整を円滑に行うよう努める。

第5条 加盟団体は、毎事業年度終了後、速やかに前年度の事業、決算報告書及び新年度の規約・役員名簿・事業計画書・予算書・会員数・事務所の所在地を本会の事務局に提出しなければならない。

第6条 加盟団体は、定められた会費を毎年4月末日までに納入しなければならない。会費は10,000円とする。

第2章 準加盟団体

第7条 準加盟団体は、加盟団体の条件を満たした上で、理事会の承認があれば準加盟団体となることができる。

第8条 準加盟期間は、補助金・助成金はないが、本会への協力体制は加盟団体と同等とし、準加盟団体会費は、正規加盟団体会費の半額とする。

第9条 準加盟の期間は原則として1年間とし、理事会の承認を得て加盟団体とする。

準加盟団体はオブザーバーとして会議に参加しなければならない。ただし、議決権を有しない。

第3章 役員及び職員

第10条 会計は1人以上2人以内を総会において選出し、本会の会計を掌る。

第11条 各部会の正・副部長は、理事の互選により選出する。

2 役員会は会長・副会長・専務理事・常務理事・会計及び各部会の部長で構成し、必要に応じ会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 理事会に提出する議事の検討
- (2) 各部会の事業報告・調整
- (3) その他の重要事項

第12条 理事は各加盟団体より選出されたもの1名および理事会の推薦した者若干名を総会で選任する。また別に定める部会の部員となる。

2 会長、副会長に選任された理事の選出加盟団体は、これに代わる理事を選出しなければならない。

3 理事会は次の事項を審議する。

- (1) 事業計画の実施等この法人の業務に関する件
- (2) 諸規程に関する事項
- (3) 顧問・相談役の承認
- (4) 各部正副部長の選出・解任に関する事項
- (5) その他会務に必要な事項

第13条 本会の事務を処理するため事務局を設け、必要な職員を置く。職員の任免及び報酬、事務に関する細部の事項は会長が別途定め、理事会の承認を得る。

第4章 部会・委員会

第14条 本会は事業遂行の円滑化を図るために必要に応じ次の部会・委員会を設けることができる。

- 1 総務部
- 2 調査部
- 3 指導部
- 4 広報部
- 5 スポーツ少年団部
- 6 事業部
- 7 諸委員会

第15条 各部は部長1名、副部長2名以内、部員若干名をもって組織する。

第16条 部長は部を代表し、その事業を遂行する。副部長は部長を補佐する。各部会は部

長が招集する。

第17条 各部会の事業は次のとおりとする。

1 総務部

- (1) 諸会議に関する事
- (2) 加盟団体その他の機関・団体との連絡調整
- (3) その他各部に属さない事項

2 調査部

- (1) 本会の発展に寄与する事項についての調査及び資料の収集
- (2) その他本会の必要と認めた調査

3 指導部

- (1) 体育振興に関する事項
- (2) 本会の組織の充実・強化に関する事項
- (3) 指導者の養成・研修に関する事項

4 広報部

- (1) 体育振興のための啓発・宣伝に関する事項
- (2) 会報の発行・その他広報活動に関する事項

5 スポーツ少年団部

- (1) スポーツ少年団の育成・援助に関する事項
- (2) その他少年スポーツ振興に関する事項

6 事業部

本会の活性化を図るために必要な事業

7 諸委員会

スポーツ協会の事業推進を図るために必要な事業

第5章 表彰

第18条 本会並びに市民スポーツ振興に功績顕著の者に対し、次の各項に該当する者の内から理事会の議を経て表彰することができる。

1 特別功労賞

- (1) 本会の会長 2年以上
 - (2) 本会の副会長・専務理事、常務理事、会計・監事 4年以上
 - (3) 本会の理事 15年以上
- を勤続して退任した者

2 .功労賞

- (1) 本会の理事 4年以上
- (2) 本会の加盟団体長 4年以上
- (3) 本会の加盟団体の役員 10年以上
を勤続して退任した者
- (4) 長期にわたり本会の活動に功績のある者

3 特別優秀選手賞

オリンピック、世界選手権等へ日本代表として出場される個人

4 優秀選手賞

全国大会又はこれに準ずる大会で優秀な成績を修めた個人及び団体

5 優良選手賞

小・中学生で公的機関が主催又は後援する東京都大会その他これに類する大会に準ずる位置付けの大会で体育活動において特に優良な成績(入賞)を修めた個人及び団体

6 優秀指導者賞

第3項、第4項及び第5項に該当する個人及び団体を指導した者、並びに長期にわたり本市スポーツ活動の普及や競技力向上に尽力し、その功績が顕著な指導者

7 社会体育優良団体賞

本会の加盟団体の傘下のグループであって、5年以上にわたってスポーツ活動の普及、組織化に努力し、市民の生活・文化の向上に寄与した団体。ただし、各団体1グループ以内とする。

8 賛助会員

第19条 表彰は市民体育大会開・閉会式時に、会長が表彰状及び記念品を贈呈して行う。
ただし、第18条8の賛助会員については、感謝状の贈呈とする。

第6章 賛助会員

第20条 賛助会員は本会の目的に賛同した個人・法人及び団体とし、単年度会員とする。
会費は法人及び団体については1口5,000円、個人は1口1,000円とし、1口以上を会計年度内に納入する。

第7章 事務

第21条 事務職員の事務の内容を次のとおり定める。

- 1 文書の收受・発送・編さん・保存及び公印保管に関すること
- 2 本会委託事業等の連絡調整及び諸記録の整理
- 3 備品の管理
- 4 経理に関すること
- 5 その他庶務に関すること

第8章 役員選考委員会

第22条 選考委員会は各部正副部長をもって構成し、総会前にあらかじめ委員会を開き役員を選考することができる。

第23条 選考委員長は委員の互選により定める。

第24条 選考委員長は、委員会で選考された事項を会長に報告しなければならない。

第9章 慶弔規程

第25条 慶弔の規程を次のように定める。

- 1 会長・副会長・専務理事・常務理事・会計・監事・理事・顧問・相談役及び加盟団体長に慶弔があったときは次のように定める。

(1) 慶事については役員会で協議し決定する。

(2) 弔慰金及び見舞金を贈る場合は次のとおりとする。

(ア) 本人の死亡 10,000円

(イ) 家族の死亡(配偶者及び1等親) 5,000円

(ウ) 本人の傷病(入院1週間以上の場合) 5,000円

(3) 各部正副部長以上の前号(ア)(イ)の場合は弔慰金の他に花輪(生花)を贈る。

- 2 立川市を代表して大会に出場した選手の慶弔は次のとおりとする。

(1) 慶事については役員会で協議し決定する。

(2) 死亡の場合香典 10,000円

(3) 傷病の場合 (ア)入院1週間以上 5,000円

(イ)入院が長期にわたる場合は役員会で検討する。

第26条 第25条1・2に規定する以外に贈る場合は、役員会にはかる。ただし、急を要する場合は会長の専決で贈ることができる。この場合、次の理事会に報告するものとする。

第10章 雑 則

第27条 この規程の改正は、理事会の出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

第28条 この規程の施行に関し、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成21年4月22日より施行する。

付 則（一部改正）

この規程は、平成23年9月7日より施行する。

付 則（一部改正）

この規程は、平成24年9月19日より施行する。

付 則（一部改正）

この規程は、平成25年3月19日より施行する。

付 則（一部改正）

この規程は、平成29年4月12日より施行する。

付則説明について(改正期日内容)

この規程は平成21年4月22日より施行する。

この規程は、平成23年9月7日、第1章第5条「毎年4月末日までに」を「毎事業年度終了後、速やかに」へ改正し、施行する。

この規程は、平成24年9月21日次のように改正し、施行する。

第8条「体協への」を「本会への」、「分担金は」を「準加盟団体の会費は、正規加盟団体」、第10条「会計」を「本会の会計」、第11条「常任理事は理事の互選による各部会の正・副部長とし、重要な会務を審議し執行する。」を「各部会の正・副部長は、理事の互選により選出され、常任理事となる。」、へ改正、第19条を削除し、順次条を入れ替える。「第7章 事務内容」を「第7章 事務」へ改正し、第21条2「体協」を「本会」、旧第25条を、第25条1とし、1を(1)へ、(1)を(ア)へ番号を順次入れ替える。会長・副会長の後に・専務理事・常務理事を加え、(2)「弔慰金及び見舞金を贈る場合は次の各号のとおりとする。」を「弔慰金及び見舞金を贈る場合は次のとおりとする。」に、「3 常任理事以上の前条(1)(2)の場合は花輪を贈る」を「(3) 常任理事以上の前号(ア)(イ)の場合は弔慰金の他に花輪(生花)贈る。」に訂正する。旧第26条を第25条2とする。第27条の前に「第10章 雑則」を設け第27条「規程の改正」を削除し、第27条「本会の規程……」と続ける。「第28条 この規程の施行に関し、必要な事項は、会長が別に定める。」を追加する。

この規程は、平成25年3月19日次のように改正し、施行する。

第10条「会計は総会において選出され」を「会計は1人以上2人以内を総会において選出し、」と改める。

第12条に「2 会長、副会長に選任された理事はその資格を失い、その選出加盟団体は、これに代わる理事を選出しなければならない。」を追加し、第2項を第3項に改める。

第18条第1項第2号のうち「監査」を「監事」に改める。第2項の次に「3 特別優秀選手賞 オリンピック、世界選手権等へ日本代表として出場される個人」を追加し第3項を第4項に、第4項を第5項に改める。第3項のうち「とその監督」を削除する。第4項のうち「とその指導者を表彰することができる」を削除する。新たに第6項として「6 優秀指導者賞 第3項、第4項及び第5項に該当する個人及び団体を指導した者、並びに長期にわたり本市スポーツ活動の普及や競技力向上に尽力し、その功績が顕著な指導者」を追加し、第5項を第7項に、第6項を第8項に改める。

第19条のうち「第18条の6」を「第18条の8」に改める。

第24条「選考委員長は委員会で選考された事項を理事会に図り、総会において提案する。」を「選考委員長は、委員会で選考された事項を会長に報告しなければならない。」に改める。

第25条第1項のうち「監査」を「監事」に改める。

この規程は、平成29年4月12日次のように改正し、施行する。

本則中「常任理事会」を「役員会」に、「常任理事」を「各部正副部長」に改める。

第3章「役員及び職員」の内

第11条第1項中「され、常任理事となる」を「する」に改める。

同条第2項中「・副部長」を削る。

第4章「部会・委員会」の内

第17条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。